

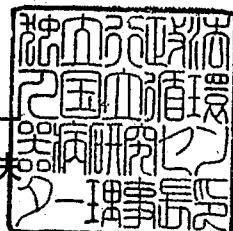


国循発総第 13070301 号
平成 25 年 7 月 3 日

箕面市長 倉田 哲郎 殿

独立行政法人国立循環器病研究センター

理事長 橋本 信夫



国立循環器病研究センターの移転先選定プロセスについて

貴市におかれましては、平素から国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の運営に関しまして、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成 25 年 6 月 11 日付け箕地ま第 1 号文書（以下「同文書」という。）をもって、貴殿からセンターの移転先選定プロセスへの疑義について抗議がありました。これに關し、翌 12 日のセンターの移転先決定に関する記者会見において、まずは口頭にて、私の考え方を申し上げましたが、改めて、文書にて当職の考え方をお伝えします。

まず冒頭に申し上げますが、センター建替整備構想検討委員会（以下「建替整備構想検討委員会」という。）及びセンター理事会での建替整備に関する検討過程において、倉田市長を中心とする貴市及びその関係者の方々のセンター誘致に向けた熱意とご努力には、深く敬意と感謝を表する次第です。特に最初に貴市のご提案内容をお聞きした際には、具体性と説得力に富んだご説明及びその資料に大いに感心させられました。

しかし、以下に述べる理由から、今回は貴市にとって誠に残念な結果になりました。当センターの移転先選定プロセスについて何とぞご理解いただくとともに、センターは貴市とこれまで地域医療の実践等で緊密な関係を作り上げてまいりましたので、今回の経緯や貴職のご意見も踏まえつつ、センターと貴市の信頼関係を再構築できるよう、私たちは一層の努力をしていきたいと考えています。

さて、同文書のご意見は、要約すると以下の五点であると考えていますが、順次お答えさせていただきます。

1. 貴市のご提案に対しセンターが一方的な判断をしたということ。

センターの貴市船場地区の評価については、別添 1 の公表資料「1 箕面市船場地区へ移転する場合の問題点」で詳しくまとめていますので、ご覧い

いただき、ご理解いただければ幸いです。

なお、上記文書のほかに、以下の点を補足します。

- (1) 貴職は、提示した土地が数次にわたり変化したのは、センターが提示条件を小出しにした、又は「後出しジャンケン」してきたからであるとセンター側に非があると指摘されていますが、平成23年8月のセンターの誘致意向照会時には既に「移転先の条件」で、土地が現に使用可能であることや必要床面積等条件を具体的に明示しており（別添2）、当該条件は今日まで一貫して変わっておりません。このことは、本年3月18日のセンター理事会のヒアリングの席上でも、貴市は、土地の提示内容について「センターからの条件提示がなかったから提案できなかったということではない」と認めていることからも明らかです。
- (2) 「将来のセンターの展開発展の可能性」、すなわちセンターを中心とした産官学の連携拠点や医療クラスター形成等の可能性については、貴市にセンターから問われた事実はないと指摘されていますが、上記「移転先の条件」には、「周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能のこと」が挙げられており、理事会でこの点が議論になるのは当然のことであると考えます。
- (3) 貴職はセンターに対し具体的かつ継続的な協議をお願いしたが、実現されなかつたと指摘されますが、センター職員及びセンターがフィジビリティ・スタディを委託したコンサルタント会社研究員が何度も貴市役所や船場団地組合事務所に足を運び、意見交換する他、貴市や組合からの各種照会には真摯かつ迅速に回答するなど誠実な対応をとってまいりました。

2. 公平性・公正性を無視した選定プロセスであるとして、平成23年8月の誘致意向照会において、当時のセンター職員が自治体に対し誘致をしないよう強要する発言をしたということ。

本件については、先日、厚生労働省に対し国会質問もあり、センターとしても事実関係の調査を行いました。

その中で、当職が、当時担当していた幹部職員及び職員の2名から聞き取りした結果、概況は以下のとおりであり、いずれも何らかの回答を強要するような事実は確認できませんでした。

- (1) センター側からは、いずれの自治体に対しても、誘致意向照会文書の趣旨、条件、回答期限等を説明した。その際、既に吹田市が操車場跡地への誘致意向を表明していることに言及した。
- (2) 個々の自治体とのやりとりの詳細は記憶していないが、自治体側の

対応は、一部の自治体を除き、いずれも「市長と相談して後日回答する」というものであった。

- (3) 一部の自治体とのやりとりの中で、自治体側から「照会しておいて、センターとして誘致を望まないとしたら、本調査は失礼な話だ」という趣旨の発言や、その場での誘致意向の表明があった。また、「どのようにして決定するのか」という質問に対して、「候補地が複数の場合には比較検討することになる。」等の回答をしたと記憶している。
- (4) 何らかの回答を強要したことはなかったと記憶している。

また、特に貴職は当該幹部職員の発言を問題視されていますが、当該幹部職員の発言が強要でなくとも、仮に自治体側から何らかの誤解を受けるニュアンスを含んでいたとすれば遺憾であると考えます。しかし、仮にそうであったとしても、①同幹部職員は、昨年9月にセンター外に異動していること、②誘致照会後、実際には貴市を含む複数市から誘致の表明があり、貴市を始めとする提案内容については理事会において公平公正に検討してきた結果、今回の決定に至ったこと等から、同幹部職員が今回の理事会の決定プロセスに影響を与えることはありませんでした。

3. 建替整備構想検討委員会の報告書（平成24年5月）の結論を非公開のセンター理事会のみで覆したということ。

外部有識者からなる建替整備構想検討委員会の報告書（以下「本件報告書」といいます。）では、貴市船場地区が可能性があるというのが大半の意見であるとされていますが、それには「区画整理による用地の確保が一定期間内に保証されるという条件」が明確に付されております。

センター理事会は、本件報告書で指摘された貴市船場地区選定の可能性に付された上記条件を検証するために、外部の専門家によるフィジビリティ・スタディを実施いたしました。その調査結果等を踏まえて、センター理事会は長い期間をかけて慎重に議論した結果、貴市船場地区について早期かつ確実な用地確保には懸念がある等として、今回の結論が導き出されたものであり、報告書の内容に則って適正な手続きを講じたものと考えています。

なお、本件報告書に記された外部有識者会合の結論をセンター理事会が覆すのは不当であると言うご指摘ですが、本件報告書はセンターの決定に対して拘束力を持つものではなく、そのことは本件報告書が「いうまでもなく、整備地の選定はセンターの専権事項であることから、本委員会で行われた議論や、関連大学から提示された学術的提案を十分に勘案しながら、センター自らが建替計画との整合性、計画期間内での用地確保や交通アクセスの改善

の実現性（フィジビリティ）を具体的に検証し、すみやかに選定されるべきもの」と結ばれていることから明らかです。上記に述べたように本件報告書に当センターの決定を拘束する効力はありません。

また、センター理事会は、独立行政法人国立循環器病研究センター組織規程第三条第三項において、「理事会は、センターの業務の運営に関する重要事項を審議し、決定する」と位置づけられており、センター建替整備という「重要事項」を理事会で審議し、決定することは当然のことです。

このように本件報告書を十分に踏まえた上で、どのような結論を下すのかということはセンター理事会の専権であって、上記のように適正な手続を経た上で議論により、本件報告書で可能性があるとされた貴市船場地区とは違う候補地が決定されたことは何ら問題がないことあります。

また、センター建替整備に関する一連の理事会の議事内容については、ご指摘を待つまでもなく、説明責任を果たすため、各理事等参加者の承認を得た上で、後日、まとめて公表したいと考えています。

4. 6月7日にセンター理事長が市長と二人で話したときに、理事会の決定事項を話さなかったのは、信義則を無視した不誠実な対応であるということ。

6月4日の理事会でセンター建替整備に関する一定の方向性が出ましたが、厚生労働大臣始め関係者への報告・調整が残っていたので、方針の決定時期は理事長に一任されました。当職が貴職にお会いした6月7日時点では、その報告や調整が終わっておらず、方針決定には至っていなかったので、決定事項を貴職にお話しすることはできませんでした。その後、関係者との調整等が終了した6月11日、移転方針を決定し、貴市を含む関係自治体に通知した次第であり、この間の経緯をご理解下さい。

なお、当職が6月7日に貴職にお会いしたのは、①新聞報道が先行し、ご迷惑をおかけしているのではないかということや、②貴職とは直接二人でお話しをする機会がなかったので、センターの将来構想や、決定方針如何に関わらず、箕面市民のための救急医療を始め、センターと貴市との連携協力のお話しをしたかったからであり、そのことは会談冒頭に貴職にも申し上げ、同意いただいたと受け止めました。会談終了後、私自身としては、今後に向けた有意義なお話しができたと思っていただけに、今回の貴職のご意見は残念に思います。

5. センターが、再度、第三者が参加する検討の場で、改めて複数の候補地を対象とした再検証をすること。

以上述べましたように、いずれのご意見もセンターとしては受け入れがた

いものですので、今回の移転方針について再検証を行う考えはないことをどうぞご理解下さい。併せて、貴職におかれても、以上述べてきた私たちの考え方について少しでも寄り添っていただくことを心から希望します。

I. 箕面市船場地区へ移転する場合の問題点

【移転誘致予定地の提案が数次にわたり変遷】

センターが平成 23 年 8 月に近隣自治体に誘致の意向照会（以下「誘致意向照会」という）をした際に、「一定面積以上の土地が現に使用可能であること」を条件にしていったが、箕面市の提示する土地は数次にわたり変化してきた。

これは、地権者等との調整により誘致予定地を変更せざるを得なかつたためと考えられ、今後も予定地の変更が生じうる可能性を否定できず、センターを中心とした将来の医療クラスター形成上も問題となる。

【センターが希望する土地全部を購入できない】

平成 23 年 8 月の誘致意向照会の際に、「土地の購入」を条件にしていたにもかかわらず、箕面市は、地権者等との調整の結果と思われるが、平成 24 年 12 月、誘致予定地の一部をセンターの借地とし、駐車場として整備・運営することを突如提案した。

しかし、建物本体に必要な土地の借地は、センターの経営上の制約条件になるとともに、土地の効率的な利用の制約条件にもなり、問題がある。

【地権者、建物所有者及び営業者との交渉の目処が立たない】

誘致予定地の地権者の大部分が、船場繊維卸商団地協同組合及びその組合員であるとはいえ、地権者のみならず、財産権及び営業権を有する関係者全員の同意がなければ区画整理事業は完了できない。

しかし、北大阪急行延伸計画により土地等の評価が上昇する期待が大きい中で、箕面市のスケジュールどおりに事業が進む目処は立たないし、仮に仮換地指定に関する行政訴訟が起こされれば、長期にわたる遅延は避けられない（門真市の例では、事業決定から和解までだけで 5 年半）。

また、区画整理事業の遂行に当たって、区画整理事業の施行者と市の責任分担が明確でない。

【延べ床面積 6 万 m² の既存建物の除却作業が大幅に遅延する恐れがある】

既存建物の除去期間 7 ヶ月は、箕面市がシミュレーションした結果であるが、その際には、地中杭の存在や建築物のアスベスト等の存在はごく一部しか把握できておらず、現在も全容は把握できていない。

このこと等から、既存建物の除却作業が大幅に遅延する恐れがある。

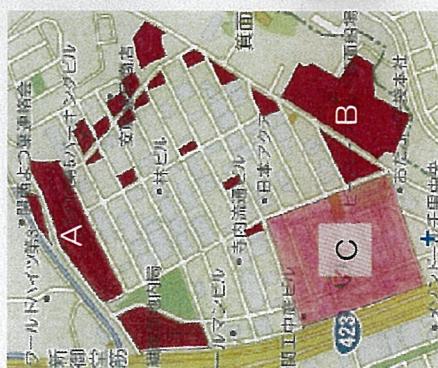
【土地が不整形であり、センターの将来構想上制約がある】

土地が不整形であることから、①近隣住居への日影問題を回避するためにセンター建物の形状に制約が生じる、②土地の形状から矩形の建物が建てられず、建物を設計する上で制約が多い、③将来建物を拡張する場合に土地の形状上の制約を受ける、等の問題点が指摘される。

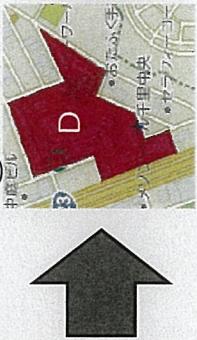
国循移転誘致予定地にかかる箕面市の提示内容の変遷

【一定面積以上の土地が現に使用可能であること】

①



②



③



④



⑤



① 平成23年8月
誘致意向照会時
A・Bの土地
(それぞれ2.2ha)
の提示があった。
※平成28年頃であれ
ばCの区域(約7ha)
が提供可能と併記

② 平成24年2月
建替整備構想検討
委員会ヒアリング時
Dの区域の区画整
理による土地確保
に変更(箕面市資
料では4ha)

③ 平成24年3月
移転誘致予定区域
の提示
E(約5ha)のうち、
国循が希望する
4haを想定との回
答があった。

④ 平成24年6月
国循として移転
を希望する土地
の通知を行う。
フイ-ザビ-リテイブデイ
の協力依頼と併
せ、希望する土
地を明示した。

⑤ 平成24年7月
フイ-ザビ-リテイブデイ
のための資料と
箕面市が誘致す
る土地を明示
する
国循の希望する
土地と異なる、
箕面市独自の誘
致予定地を提示。

※ 土地の購入が前提であったが、平成24年12月に示された市の提案
は、土地の一部(5,000m²)は借地であり、駐車場として市が運営すると
いうもので、当センターの希望するものではなかった。

○ ○ 市

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘 致 の 有 無	有 無
	いずれかに○をしてください
移 転 先 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定面積以上の土地が現に使用可能なこと ・ 延べ床面積11万m²以上の一體的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい) ・ 周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能なこと ・ 医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと ・ 主として公共交通の利便性が現在地より改善されること ・ 国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること ・ 自然災害から安全な土地であること ・ そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。

担当部署	
連絡先	